

株主の皆さまへ

# **第42期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項**

# 目 次

- ① 当社の新株予約権等に関する事項 . . . 1頁
- ② 業務の適正を確保するための体制  
及び運用状況の概要 . . . 2頁
- ③ 連結株主資本等変動計算書 . . . 8頁
- ④ 連結計算書類の連結注記表 . . . 9頁
- ⑤ 株主資本等変動計算書 . . . 29頁
- ⑥ 計算書類の個別注記表 . . . 30頁

上記事項につきましては法令及び当社定款の規定に基づき、  
書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面  
(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

## 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社の取締役に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる株式の 種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間
第8回 新株予約権	2015年 7月21日	9個	普通株式 900株	株式1株当たり 3,072円	株式1株当たり 1円	2015年8月21日 ～2030年8月20日
第11回 新株予約権	2018年 7月21日	18個	普通株式 1,800株	株式1株当たり 1,808円	株式1株当たり 1円	2018年8月21日 ～2033年8月20日
第12回 新株予約権	2019年 7月21日	18個	普通株式 1,800株	株式1株当たり 1,309円	株式1株当たり 1円	2019年8月21日 ～2034年8月20日
第13回 新株予約権	2020年 7月21日	18個	普通株式 1,800株	株式1株当たり 742円	株式1株当たり 1円	2020年8月21日 ～2035年8月20日
第15回 新株予約権	2022年 7月21日	36個	普通株式 3,600株	株式1株当たり 1,055円	株式1株当たり 1円	2022年8月21日 ～2037年8月20日

### (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の個数	目的となる株式の 種類及び数	取締役（社外取締役を除く）	
			保有人数	個数
第15回 新株予約権	36個	普通株式 3,600株	1人	36個

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制整備について、取締役会決議による「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定するとともに、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢、内部監査等、内部統制システムの整備による経営体制構築に取り組んでおります。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度についても、監査役、会計監査人と連携して当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び評価を行い、財務報告の信頼性の確保に取り組んでおります。なお、当該基本方針の内容は次のとおりであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社およびその子会社等からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における内部統制の実効性を高め、その維持・向上を図ることにより、当社グループが行う各事業の拡大・成長を支援する。そのため、「内部統制推進委員会」において、下記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し、運用状況の評価、必要な改善措置を講じることとする。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの役職員は、社会規範や企業倫理に則った適切な判断と行動をするうえでの指針として、「イオン行動規範」を遵守する。当社グループの役職員が遵守すべき事項の周知を図るためおよび最新の法令改正、定款の変更に対応するため、当社グループの役職員に対し定期、随時にコンプライアンス教育を実施する。
- ②「A F Sグループコンプライアンス基本方針」を定めて当社グループのコンプライアンスに対する基本的な姿勢を明確にするとともに、「コンプライアンス規則」「コンプライアンス・マニュアル」を定めて役職員が遵守すべき法令、その具体的な留意点、違反を発見した場合の対処方法などを周知する。
- ③当社グループのコンプライアンス態勢の整備・確立のために、「内部統制推進委員会」において、当社グループのコンプライアンスに関する事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会へ必要な報告・提言を行う。
- ④当社グループの「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、当社および子会社は当該方針に基づき反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する姿勢を役職員に明示し、これを「反社会的勢力による被害防止に関する規則」に定める。
- ⑤当社および子会社は「プライバシーポリシー」に基づき、社則を定め顧客情報保護の徹底を図る。

- ⑥法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、「イオン行動規範110番」のほか、当社および子会社が設置する内部通報窓口を当社グループの役職員に周知する。通報内容は法令・社則に従い秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
- ⑦他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、当社の監査役および会計監査人と連携・協力のうえ、独立および客観的立場から監査を実施し、定期的に取り締役に報告する。
- ⑧当社は、「財務報告に係る内部統制規則」を定め、連結ベースでの財務報告の信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、当社および子会社において必要な体制を整備する。

#### ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および取締役の決定に関する記録については、「取締役会規則」「決裁伺い規程」「文書管理規程」等の社則に則り、作成、管理、保存する。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ハ. 損失の危険の管理に関する社則その他の体制

- ①当社グループが持つ事業のリスク等の管理に関する基本的な事項を「リスク管理規則」に定める。収益部門から独立したリスク管理の組織・態勢を整備し、当社グループが持つ事業のリスク管理を行う。
- ②当社グループが持つ事業のリスク等の管理を推進するため「内部統制推進委員会」において、当社グループのリスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会へ必要な報告・提言を行う。
- ③子会社各社は各国の法令等に基づく自己資本比率等の規制について管理の在り方を文書化し、適切な自己資本および自己資本比率の確保を行う。
- ④当社グループの経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の際の対応を迅速に行うため「経営危機対策規則」を定め、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続の枠組みを維持する。

#### 二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社および当社グループの経営に係る重要事項は、業務の有効性と効率性の観点から、経営会議、内部統制推進委員会の審議を経て当社の取締役会において決定する。
- ②取締役会等での決定に基づく業務執行については、「組織規則」「職務分掌・決裁権限規則」に基づいて権限が移譲され、各部門にて効率的に遂行される体制とする。また、子会社においても組織、職務分掌、決裁権限に関する基準を当社の社則に準じて整備する。

③子会社の業務が効率的に行われるため、会計・システムなどの共通基盤を整備するとともに、当社が財務、広報、人事管理、法務などの業務に係る支援を適切に行う。

ホ. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の子会社および関連会社（以下、「子会社等」という。）に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社等を指導・育成することを目的として、「子会社・関連会社管理規則」を定め、同規則に基づいて子会社等が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。当社は、「子会社・関連会社管理規則」および子会社等との間で直接または間接的に締結する経営管理契約に基づき、子会社等の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告を行い、また、経営管理上および内部統制上の重要な事項については当社との事前協議のうえ実施することを求め、子会社等の業務の適正を確保する。

②当社に、当社グループの内部監査機能を統括する監査部門を設置する。当社グループ各社の内部監査状況のモニタリングや必要に応じてグループ各社の監査を実施することで、内部管理態勢・内部監査態勢の適切性や有効性を検証する。

③親会社であるイオン株式会社および同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成されるイオングループ各社との間の取引は利益の相反するおそれがあることから、これらの取引を行うに際しては当該取引等の必要性およびその条件が著しく不当でないことを取締役会等において慎重に審議し意思決定を行う。

ヘ. 監査役補助者の独立性その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性を確保するために、「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人（補助使用人）を配置する。

ト. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し取締役その他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項については、常勤監査役の同意が必要なものとする。

チ. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社グループ各社の取締役および使用人は、当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、直ちに、監査役に対してその旨を報告する。

- ②監査役は、必要に応じて随時、取締役およびコンプライアンス統括管理者にコンプライアンス関連情報の報告を求めることができる。
- ③常勤監査役は、内部統制推進委員会その他の重要な会議に出席し、子会社におけるリスク管理、コンプライアンスその他の内部統制の整備および運用状況につき報告を受け、必要に応じて子会社からの報告を受けられることができる。
- ④当社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の内部通報に関する社則に定めようとして当社および子会社の役職員に周知する。

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①常勤監査役は、社内の重要な会議に出席し、適宜議案審議などに必要な発言を行うことができ、併せて会議の記録および決裁書類等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。
- ②内部監査部門は、常勤監査役に当社および子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性確保に資する。
- ③当社は、監査役が調査等のため、独自に外部専門家を起用することを求めた場合のほか、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理については、当該監査役の職務の執行に必要ないと会社が証明した場合を除きその費用を負担することとし、必要な予算措置のうえ、担当部署を設け適宜処理するものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、当事業年度（42期）における基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定期的に点検を行い、その結果について内部統制推進委員会を通じて取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

なお、当社は、2018年4月1日付でA F Sコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定しており、本ガイドライン第3条において、内部統制システムの整備に関し、業務の適正を確保することについて記載しています。

当該基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することの確保

定例取締役会、並びに臨時取締役会を計18回開催しました。また、内部統制推進委員会を12回開催し、当社グループにおける業務執行状況等のモニタリング等を行いました。

当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門として、グループ経営監査部を設置しており、監査およびモニタリングの結果については、定期的に取り締役に報告しています。また、国内・海外の子会社全ての監査を実施しています。

「取締役会規則」「決裁伺い規程」「文書管理規程」等の社則を整備し、適切に保存・管理し機密情報漏洩を防止するとともに「プライバシーポリシー」に基づき、顧客情報の保護に努めています。

ロ. リスク管理態勢

「リスク管理規則」を定め、「グループリスク管理態勢」に基づき当社グループ各社は、各社の業容・リスクに応じたリスク管理態勢を整備しています。また、年度毎にリスク管理方針を定め、モニタリング結果を内部統制推進委員会に報告しています。子会社においてもリスク管理に関する委員会組織を設けており、定期的を開催しています。

「経営危機対策規則」を定め、それに則した運用を行っています。2022年度は南海トラフ大地震および首都直下型大地震を想定した防災訓練を計3回（内、2回はイオングループ全体訓練）実施し、対策本部における初動対応や海外子会社との連携、BCP演習や怪我人発生時の救護訓練など、よりリアルな被災想定に基づく訓練を行いました。



## ハ. コンプライアンス体制

当社は、イオンピープルが共有する日常行動の基本的な考え方、判断基準をまとめた「イオン行動規範」の当社グループ全役職員への周知徹底を図るとともに、当社の役職員はコンプライアンス意識の向上やイオンの基本理念の共有を目的とした行動規範研修を年1回以上受講するルールとなっており、これを実行しています。当社グループの子会社においても定期、随時にコンプライアンス研修を実施しています。また、年度毎にコンプライアンスプログラムを定め、進捗状況のモニタリング状況を内部統制推進委員会へ報告しています。法令等に違反する行為の未然防止および早期発見を目的に内部通報制度を設けており、自社が設置する「総合金融事業窓口」および「外部弁護士による相談窓口」、親会社であるイオン株式会社が設置する「イオン行動規範110番相談窓口」、「会社役員が関与する不正行為の通報専用窓口」といった多岐に亘る相談窓口を周知することにより相談しやすい体制を構築するとともに、通報・相談内容に対しては、通報者保護を徹底しながら、調査従事部署が調査確認し、是正・再発防止策を講じています。

## 二. 当社グループにおける業務の適正の確保

国内および海外（11ヶ国・地域）に展開する当社グループ各社の経営管理を適切に行うため、「子会社・関連会社管理規則」に定める個々の管理業務につき、各管理部門が管理・指導を行っています。特に重要な子会社案件については、取締役会が報告を受け、親会社としての意思決定をしています。また、国内および海外の社長が参加する会議を原則月1回開催し、施策と数値の進捗管理並びにガバナンスに関する指導を実施しています。

当社グループの内部統制全般の施策推進に取り組むため、内部統制推進委員会の組織下に、原則毎月開催する「財経・信用・市場・流動性リスク部会」、「オペリスク・コンプライアンス部会」、および「システム部会」を設置し、専門の事案・テーマについて、担当役員を中心に問題把握・対策立案等、活発な議論により実効性を高めたうえで、内部統制推進委員会に提案する体制としています。

## ホ. 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人を配置し、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役会事務局をはじめとする監査役の業務の補助を行っております。また、常勤監査役は取締役会に出席することに加え、経営会議や内部統制推進委員会に出席するとともに、国内外子会社の監査についてはインターネット等を経由した手段も活用し、実効性を高めています。原則毎月開催する監査役会において監査部門責任者より内部監査の実施状況等について報告を受け、意見・情報交換を行っています。また、当社グループ各社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的で開催しています。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	45,698	119,990	258,525	△442	423,771
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△11,007		△11,007
親会社株主に帰属する当期純利益			30,677		30,677
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△22	52	29
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		280			280
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	280	19,646	52	19,979
当 期 末 残 高	45,698	120,270	278,172	△390	443,750

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△2,549	△1,628	4,852	△222	450	33	84,799	509,055
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△11,007
親会社株主に帰属する当期純利益								30,677
自 己 株 式 の 取 得								△0
自 己 株 式 の 処 分								29
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△280	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△25,111	1,749	13,886	75	△9,400	△19	21,799	12,379
当 期 変 動 額 合 計	△25,111	1,749	13,886	75	△9,400	△19	21,519	32,078
当 期 末 残 高	△27,661	120	18,738	△147	△8,950	13	106,319	541,133

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

## 連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数 31社

主要な連結子会社の名称

- ・イオンクレジットサービス株式会社
- ・株式会社イオン銀行
- ・AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.
- ・AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.
- ・AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD

当連結会計年度より、AEON MICRO FINANCE (TIANJIN) CO.,LTD.は、清算終了により連結の範囲から除外しております。

(2)主要な非連結子会社の名称等

- ・AEON ASSET MANAGEMENT (THAILAND) CO., LTD.
- ・ACS DIGITAL BERHAD

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3)開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1)持分法適用の非連結子会社数

該当事項はありません。

### (2)持分法適用の関連会社数 1社

・FUJITSU CREDIT SERVICE SYSTEMS (TIANJIN) CO.,LTD.

### (3)持分法を適用しない非連結子会社

会社名

・AEON ASSET MANAGEMENT (THAILAND) CO., LTD.

・ACS DIGITAL BERHAD

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### (4)持分法を適用しない関連会社

会社名

・Rabbit Cash Company Limited

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は以下の会社を除き、連結決算日と一致しております。

・A F S コーポレーション株式会社

・株式会社イオン銀行 他16社

(注) 上記に記載した会社については、連結決算日までの期間に生じた重要な取引について調整を行ったうえで連結しております。なお、一部の会社については、連結決算日から3ヶ月以内の一定日現在で仮決算を実施したうえで連結しております。

## 4. のれんの償却に関する事項

のれんは、20年以内の定額法により償却を行っております。金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(会計方針に関する事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 責任準備金対応債券（金銭の信託において信託財産として運用している責任準備金対応債券を含む）に係るリスク管理の概要は、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、次のとおりであります。

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、金利リスクを適切に管理するために、小区分を踏まえた資産運用方針を策定しております。

また、責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。

なお、小区分は次のとおり設定しております。

- ・円建年金負債契約

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

経済的耐用年数に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2年～20年
工具、器具及び備品	2年～15年
その他	2年～20年

(2)無形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4)使用権資産

一部の海外子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引を使用権資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

## 5. 繰延資産の処理方法

### 社債発行費

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

## 6. 貸倒引当金の計上基準

貸倒れによる損失に備え、一般債権及び貸倒懸念債権毎にそれぞれ過去の貸倒実績等を勘案して定めた一定の基準により算出した必要額を計上しております。

また、一部の海外子会社では国際財務報告基準（IFRS）9号を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。なお、銀行業を営む国内連結子会社は予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部門等が査定結果を監査しております。

## 7. 賞与引当金の計上基準

従業員に対する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する負担額を計上しております。

## 8. ポイント引当金の計上基準

一部の国内連結子会社が実施するポイント制度において、顧客に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

## 9. 利息返還損失引当金の計上基準

一部の国内連結子会社は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

## 10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：国内連結子会社は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年以内）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：国内連結子会社は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

## 11. 収益及び費用の計上基準

### (1)顧客との契約により生じる収益

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、クレジットカード業務、電子マネー業務、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務などの金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束した財又はサービスを顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額等で収益を認識しております。

なお、これらの収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

### (2)包括信用購入あっせん

#### ①加盟店手数料

一部の国内連結子会社は、加盟店への立替払実行時に一括して計上しております。海外連結子会社は主として残債方式による発生主義に基づき計上しております。

#### ②顧客手数料

一部の国内連結子会社及び海外連結子会社は、残債方式による期日到来基準に基づき計上しております。

### (3)貸出金利息

#### ①銀行事業における貸出金利息

発生主義に基づき計上しております。

#### ②クレジット事業における貸出金利息

一部の国内連結子会社及び海外連結子会社は、残債方式による発生主義に基づき計上しております。

## 12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

## 13. リース取引の処理方法

一部の国内連結子会社は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上しております。

#### 14. 重要なヘッジ会計の方法

##### (1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっております。

##### (2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ対象は借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクであり、これに対応するヘッジ手段は金利スワップ・オプション取引及び通貨スワップ・為替予約取引であります。

##### (3)ヘッジ方針

各社が定める規程に基づき、財務活動に係る金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジする目的に限定してデリバティブ取引を行っております。

##### (4)ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を評価しております。

#### 15. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定に定める期間で償却しております。



## 16. 責任準備金の積立方法

保険契約準備金の太宗を占める責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し積み立てております。なお、保険業法施行規則第71条に基づき、再保険を付した部分に相当する責任準備金については積み立てておりません。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金の一部については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

## 17. 保険料等収入および保険金等支払金の計上基準

### (1)保険料等収入（再保険収入を除く）

保険料等収入（再保険収入を除く）は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

### (2)保険金等支払金（再保険料を除く）

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算出された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したものの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

### (3)再保険収入および再保険料

保険料等収入の内、再保険収入は、主として再保険金であり、再保険契約に基づき受取事由が発生したもののについて、再保険契約に基づき算出した金額を計上しております。また、保険金等支払金の内、再保険料は再保険契約に基づき支払義務が発生したもののについて、再保険契約に基づき算出した金額を計上していません。

## (会計方針の変更)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりであります。

#### (1)ポイント制度に係る収益認識

他社が運営するポイント制度に基づき顧客に付与するポイントについて、当社の連結子会社であるイオン銀行が当該他社に支払うポイント相当額を従来は販売費及び一般管理費の広告宣伝費として計上しておりましたが、第三者のために回収する額として、包括信用購入あっせん収益から控除する方法に変更しております。

#### (2)加盟店に支払われる対価

当社の連結子会社であるイオンクレジットサービスから加盟店へクレジットカードの利用に応じて支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費の広告宣伝費として処理する方法によっておりましたが、包括信用購入あっせん収益から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の営業収益及び販売費及び一般管理費がそれぞれ37,401百万円減少しております。また、ポイント引当金が262百万円減少し、流動負債のその他が同額増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当社グループのポイント制度変更により、今後ポイント引当金への繰入はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 127,445百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「連結注記表（会計方針に関する事項）6. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

国内子会社における営業債権について商品種類や返済状況等に基づく債権区分毎に、過去に有していた営業債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。

また、予想信用損失に基づく減損モデルを適用している一部の海外子会社の将来予測においては、過去の貸倒実績とマクロ経済指標等の相関関係及びその見通しに関する仮定を含んでおります。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

各国の経済環境等の変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 固定資産の減損処理

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額  
ソフトウェア 113,906百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループが営むリテール金融サービスは、多数の個人との取引を基礎に多量のデータ処理が必要であり、外部環境の変化への対応も踏まえ、基幹システムの更新など重要なシステム投資が行われております。

うち、国内クレジットカード業務に供する予定で開発中の次期基幹システムの当期末残高は59,754百万円であり「ソフトウェア」残高の52%を占めております。

当社グループは、ソフトウェアのうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては投資回収計画や利用状況等に係る連結決算日時点での入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その判断の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降に減損処理が必要となる可能性があります。

なお、上述した開発中の次期基幹システム（ソフトウェア）については、直近の開発状況をモニタリングした結果、減損処理すべき状況にはないと判断しています。

(追加情報)

(連結子会社の吸収合併について)

当社は、2022年10月4日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるイオンクレジットサービス株式会社（以下、イオンクレジットサービス）を吸収合併することを決議し、2022年12月1日付で合併契約を締結いたしました。

(1)合併の目的

当社グループは、中期経営計画において、「第二の創業：バリューチェーンの革新とネットワークの創造」を基本方針に掲げ、イオングループ各社、外部の提携パートナーを、決済・ポイントをはじめとした金融サービスでつなぐことで、当社グループの金融商品やサービス、顧客基盤の枠に留まらないプラットフォームを創造することを目指しております。本再編により、グループ横断での経営資源の戦略的活用と更なる意思決定の迅速化を図ることで、上記の取り組みを加速させてまいります。

当社グループは、決済ネットワークの更なる拡張とオンラインとオフラインを融合した金融サービスの提供を通じて、お客さまにとって最も身近なフィナンシャルグループを目指してまいります。

(2)合併の要旨

①合併の日程

合併承認取締役会	2022年10月4日
合併契約締結	2022年12月1日
合併契約変更契約締結	2023年2月21日
合併効力発生	2023年6月1日

※本合併は、当社においては、会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、イオンクレジットサービスにおいては、会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、いずれも合併契約に関する株主総会の承認決議を経ずに行います。

②合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式。

③合併に係る割当ての内容

該当事項はありません。

④合併に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

⑤合併後の名称

イオンフィナンシャルサービス株式会社

### (3)合併当事会社の概要

	消滅会社（2022年2月28日現在）
①商号	イオンクレジットサービス株式会社
②所在地	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤田 健二
④事業内容	クレジットカード事業、決済サービス・プロセッシング事業
⑤資本金	500百万円
⑥設立年月	2012年11月
⑦発行済株式数	普通株式 10,000,000株
⑧決算期	2月末日
⑨大株主および持株比率	イオンフィナンシャルサービス株式会社 100%
⑩直近事業年度の財政状態および経営成績	
決算期	2022年2月期（単体）
純資産	75,738百万円
総資産	514,183百万円
1株当たり純資産	7,573.88円
営業収益	149,582百万円
営業利益	7,250百万円
経常利益	7,261百万円
1株当たり当期純利益	467.89円

### (4)実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

営業貸付金	4,905百万円
銀行業における有価証券	34,657百万円
計	39,562百万円

担保資産に対応する債務

短期借入金	30,000百万円
長期借入金（1年内返済予定を含む）	6,057百万円
計	36,057百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として差入保証金（中央清算機関差入証拠金）45,000百万円を差し入れております。

2. 偶発債務

保証債務

連結子会社が営む一般顧客向け信用保証 業務に係るもの	41,451百万円
-------------------------------	-----------

### 3. 貸出コミットメント契約（貸手側）

①当社グループは、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。

当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	10,375,870百万円
貸出実行額	526,940百万円
差引：貸出未実行残高	9,848,930百万円

なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。

また、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

②当社グループは、法人に対する当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約を締結しております。当該契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,857百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,692百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

③当社の連結子会社である㈱イオン銀行は、自社で設定の合同運用指定金銭信託に対する流動性補完のため、極度貸付に関する契約を締結しております。当契約の融資未実行残高は50,992百万円であり、1年以内に融資実行の可能性があるものは、16,516百万円であります。当契約はリファイナンス時の一時的な資金調達力の低下を回避することを目的としております。また、契約上、融資実行については、選択権が付与されており貸出実行が約束されているものではありません。

4. 有形固定資産の減価償却累計額 82,992百万円

5. 営業貸付金はキャッシング債権、個人ローン債権等であります。

6. 銀行業における貸出金は住宅ローン債権等であります。



(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)	摘要
発行済株式					
普通株式	216,010,128	—	—	216,010,128	
合計	216,010,128	—	—	216,010,128	
自己株式					
普通株式	172,749	111	20,400	152,460	(注)
合計	172,749	111	20,400	152,460	

(注) 普通株式の自己株式の増加111株は、単元未満株式の買取であります。また、自己株式の減少20,400株は、ストックオプション行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプション としての新株予約権			—		13		
	合計			—		13		

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月20日 取締役会	普通株式	6,690	31.00	2022年2月28日	2022年5月9日
2022年10月4日 取締役会	普通株式	4,316	20.00	2022年8月31日	2022年11月7日

(注) 2022年4月20日取締役会決議による1株当たり配当額には、設立40周年記念配当2円を含んでおります。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年4月21日 取締役会	普通株式	7,123	利 剰 余 益 金	33.00	2023年2月28日	2023年5月9日

### 4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 9,900株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、クレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービス事業を行っております。また、銀行業及び保険業を営む国内連結子会社では、有価証券等の運用業務も行っております。当該事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案して、顧客からの預金、金融機関からの借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため短期市場での資金運用及び資金調達を行っております。

なお、一部の子会社は海外子会社であり外貨建ベースで事業を行っております。

このように、主として金利変動、為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、当社グループでは金利変動によるリスクを管理するために資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。また、金利変動リスク及び為替変動リスクのヘッジを目的としてデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として個人に対する住宅ローン、クレジットカード等の貸出金及び割賦売掛金、事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。また、外国証券及び債券・株式等の有価証券、買入金銭債権については、主として市場リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

預金、借入金、社債等の金融負債は、金融情勢の変動や一定の環境下で当社グループが市場を利用できなくなる場合や財務内容の悪化などにより、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクをはじめ、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。金利変動リスク及び為替変動リスクの一部は金利スワップ取引、通貨スワップ等のデリバティブ取引でヘッジしておりますが、こうしたデリバティブ取引は、取引先の契約不履行による信用リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、当社グループのリスク管理を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、取締役会がリスク管理に係る最高意思決定機関として、定期的にリスク管理状況の報告を受け、基本的事項の決定を行う体制としております。さらに、当社は取締役会の決定した基本方針の下で全社的なリスク管理を行うため、内部統制推進委員会を設置するとともに、リスク管理の統括部署としてグループリスクマネジメント部を設置しております。また、当社は、グループリスク管理における基本的事項を「リスク管理規則」に定め、グループとしてのリスク管理体制を整備しております。

これらのリスク管理体制は、その有効性、適切性を検証するために、被監査部門から独立したグループ経営監査部による内部監査を受ける体制としております。

## ①信用リスクの管理

当社は、当社グループの信用リスクに関する管理諸規程に従い、適切な与信審査・管理を行うことにより信用リスク管理を行っております。これらの与信管理は、審査部門が新規与信実行時及び実行後に継続的に信用状況を把握すると共に、債権管理部門において分析・研究を行い審査部門と連携することにより実施しております。

銀行業を営む国内連結子会社では、リスク量として主にバリュー・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で、保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「VaR」という。）を計測し、定期的にはリスクコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。なお、デリバティブ取引における取引先の契約不履行リスクについては、信用度の高い金融機関に対して、分散して取引を行っていることから、リスクは限定的と認識しております。

## ②市場リスクの管理

当社では、当社グループの市場リスクに関する管理諸規程に従い、市場リスクについて、リスクの所在、規模等を把握し、適切な管理を行うとともに、管理状況等を定期的に内部統制推進委員会において経営陣に報告しております。市場リスク管理に係る体制としては、収益部門から独立したリスク管理の組織・体制を整備することにより、業務上の相互牽制を確保しています。

銀行業を営む国内連結子会社は、原則保有する全ての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にVaRを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、VaRが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

### (イ)金利リスクの管理

当社は、当社グループの多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに適切に対応するとともに、当社グループ全体の収益力向上に資するべく管理を行っております。

銀行業を営む国内連結子会社では、全社的な金利リスク管理の指標としてVaRを計測して管理するほか、ストレステストも併せて実施しており、定期的にはリスクコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。

### (ロ)有価証券価格変動リスクの管理

有価証券及び買入金銭債権の保有については、「直面する様々なリスクについて、リスクカテゴリーごとに評価したリスクを可能な限り一貫した考え方に基づいて総体的に捉え、より確実かつ継続的な業績の達成に貢献すること」というリスク管理の基本方針に則り、リスク管理を行っております。

銀行業を営む国内連結子会社は、有価証券価格変動リスクの計測を、VaRによって行っており、リスク限度額に対するVaR及びストレステストの結果を定期的にモニタリングし、健全性の確保及び収益の獲得の両立に努めております。また、有価証券の発行体等の信用力の変化も価格変動に影響を与えることから、発行体等の業績モニタリングを行っております。

#### (ハ)為替変動リスクの管理

当社グループの市場リスクのうち、外貨建資産の為替変動リスクについては、外貨資金の調達や通貨スワップ取引等により、それぞれ当該影響額の一部を回避しております。

#### (ニ)デリバティブ取引

当社グループは、資金調達に係る金利変動リスク及び為替変動リスクをデリバティブ取引によりヘッジしております。デリバティブ契約締結時には、取引枠・期間・取引のタイミング等の内容につき内規に基づいて執行し、取引を行う部門と管理する部門を分離しております。

#### (ホ)市場リスクの定量的情報等について

銀行業を営む国内連結子会社の金融商品にかかる市場リスクについては、モンテカルロシミュレーション（保有期間120日、観測期間3年、信頼区間99%値）によりVaRを計測しており、2023年2月28日現在で、その金額は17,698百万円であります。

なお、当該影響額は、過去の相場等の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

### ③流動性リスクの管理

当社は、当社グループの継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。

また、銀行業を営む国内連結子会社では、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率及び資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部がモニタリングを行い、その結果を定期的にリスクコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、コールローン、外国為替、買掛金、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーについては、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)割賦売掛金	1,769,588		
貸倒引当金 (* 2)	△53,045		
	1,716,543	1,729,890	13,346
(2)営業貸付金	845,262		
貸倒引当金 (* 2)	△70,535		
	774,727	807,713	32,986
(3)銀行業における貸出金	2,160,775		
貸倒引当金 (* 2)	△3,797		
	2,156,978	2,151,707	△5,270
(4)銀行業における有価証券	460,545	460,545	—
(5)保険業における有価証券	18,134	18,134	—
(6)買入金銭債権	22,534	22,534	—
(7)金銭の信託	123,894	124,396	501
(8)投資有価証券 (* 1)	7,027	7,027	—
資産計	5,280,386	5,321,950	41,563
(9)銀行業における預金	4,397,953	4,398,198	244
(10)社債 (* 3)	350,063	348,896	△1,167
(11)長期借入金 (* 4)	535,097	536,540	1,442
負債計	5,283,114	5,283,634	519
デリバティブ取引 (* 5)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(519)	(519)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	6,229	6,229	—
デリバティブ取引計	5,710	5,710	—

- (※1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産(8)投資有価証券」には含まれておりません。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式(※1)	6,754
組合出資金(※2)	4,177

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

- (※2) 割賦売掛金、営業貸付金、銀行業における貸出金に対応する貸倒引当金を控除しております。  
 (※3) 1年内償還予定の社債を含めております。  
 (※4) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。  
 (※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
銀行業における有価証券、保険業における有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
国債	83,211	—	—	83,211
地方債	—	199	—	199
社債	—	94,842	—	94,842
外国証券	—	40,222	22,118	62,341
その他	982	4,441	1,603	7,027
買入金銭債権	—	—	22,534	22,534
金銭の信託	—	4,492	—	4,492
資産計	84,194	144,198	46,257	274,650
デリバティブ取引				
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	△519	—	△519
ヘッジ会計が適用されているもの	—	6,229	—	6,229
デリバティブ取引計	—	5,710	—	5,710

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に基づき、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は238,085百万円となります。



## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
割賦売掛金	—	—	1,729,890	1,729,890
営業貸付金	—	—	807,713	807,713
銀行業における貸出金	—	—	2,151,707	2,151,707
金銭の信託	—	22,801	97,101	119,903
資産計	—	22,801	4,786,413	4,809,215
銀行業における預金	—	4,398,198	—	4,398,198
社債	—	348,896	—	348,896
長期借入金	—	536,540	—	536,540
負債計	—	5,283,634	—	5,283,634

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

## 割賦売掛金

割賦売掛金の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

## 営業貸付金

貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

## 銀行業における貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

#### 銀行業における有価証券、保険業における有価証券、投資有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は業界団体の公表する価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値により算定された価額によっております。活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。活発な市場における相場価格を用いていない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

#### 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値により算定された価額によっております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

#### 金銭の信託

信託財産を構成している金銭債権の評価は、前述の「銀行業における貸出金」と同様の方法により行っております。また、有価証券の評価は、前述の「保険業における有価証券」と同様の方法により行っております。

### 負債

#### 銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

時価は、固定金利によるものは一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートに当社グループの信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとして帳簿価額、その他取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

## 社債

時価は、市場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要ではないため、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	倒産確率	0.03%－0.74%	0.21%
		期限前償還率	0.6%－9.59%	2.46%
		回収率	100.00%－100.00%	100.00%
		リスク・プレミアム	△0.11%－0.96%	0.10%
有価証券				
その他有価証券				
外国証券	現在価値技法	倒産確率	4.00%－4.00%	4.00%
		期限前償還率	12.00%－12.00%	12.00%
		回収率	50.00%－50.00%	50.00%
		リスク・プレミアム	0.79%－1.44%	0.96%
その他	株価倍率法	当期純利益	2,963億円	2,963億円
		株価収益率	27.35倍	27.35倍

## (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

	期首残高 (百万円)	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額 (百万円)	レベル3 の時価へ の振替 (百万円)	レベル3 の時価か らの振替 (百万円)	期末残高 (百万円)	当期の損益に計上し た額のうち連結貸借 対照表日において保 有する金融資産及び 金融負債の評価損益 (百万円)
		損益に 計上 (※1) (百万円)	その他の包括 利益に計上 (※2) (百万円)					
買入金銭債権	33,693	△12	4	△11,149	-	-	22,534	-
有価証券								
その他有価証券								
外国証券	22,962	46	△30	△860	-	-	22,118	-
その他	966	-	637	-	-	-	1,603	-

(※1) 主に連結損益計算書の「銀行業における有価証券利息配当金」に含まれております。

(※2) 主に連結貸借対照表の「その他の包括利益累計額」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## (3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各社のリスク管理部門等が時価を算定しております。算定された時価およびレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権および有価証券（外国証券）の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率、期限前償還率、リスク・プレミアムであります。倒産確率、期限前償還率、リスク・プレミアムの著しい上昇（低下）は、それら単独では、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。回収率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせることとなります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、リスク・プレミアムに関して用いている仮定の同方向への変化を伴い、期限前償還率および回収率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴います。

有価証券（その他）の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、当該株式の発行体の当期純利益及び類似企業の株価収益率であります。当期純利益及び株価収益率の著しい上昇（低下）は、それら単独では、時価の著しい上昇（下落）を生じさせることとなります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					計	調整額 (注)	合計
	国内		国際					
	リテール	ソリューション	中華圏	メコン圏	マレー圏			
顧客との契約から生じる収益	30,979	65,618	4,192	7,820	6,333	114,944	348	115,293
その他の収益	133,348	52,407	18,269	78,177	54,568	336,771	△297	336,473
外部顧客への営業収益	164,328	118,025	22,462	85,997	60,901	451,715	51	451,767

(注) 「調整額」の区分は報告セグメントに帰属しない持株会社等の営業収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表（会計方針に関する事項）11. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

	当連結会計年度（百万円）	
	期首（2022年3月1日）	期末（2023年2月28日）
顧客との契約から生じた債権	17,505	18,711
契約負債	4,468	262

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は主に流動資産の「その他」に含まれており、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。

契約負債は主に履行義務の充足により収益を認識されることで減少します。

当社グループの契約負債の主な内容は、クレジットカードの利用等に応じて付与したときめきポイント（当社グループ運営ポイント制度）の未行使分に関連するものです。当社グループは、2021年9月11日以降のクレジットカード利用で付与されるポイントをときめきポイントからWAON POINT（他社運営ポイント制度）に変更しております。

契約負債の残高は、2021年9月11日以降のときめきポイントの新規付与がなくなったため減少していません。

期首の契約負債残高のうち、当連結会計年度に認識した収益の額は、4,216百万円です。

なお、2021年9月11日以降のクレジットカード利用で付与されるWAON POINTは、他社に支払うポイント相当額を未払金として計上しているため上表に含めておりません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、付与したポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は262百万円です。当該残存履行義務について、ポイントの行使に応じて今後1年以内に収益の認識を見込んでおりません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額	2,014円29銭
1 株当たり当期純利益	142円13銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	142円12銭

(その他の注記)

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・ 換算 差額等	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その 他 剰 余	利益 剰余 金				利益 剰余金 合計			
当 期 首 残 高	45,698	121,506	121,506	3,687	35,995	7,628	47,311	△442	214,074	3,214	33	217,321	
当 期 変 動 額													
剰 余 金 の 配 当						△11,007	△11,007		△11,007			△11,007	
当 期 純 利 益						8,702	8,702		8,702			8,702	
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0			△0	
自 己 株 式 の 処 分						△22	△22	52	29			29	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										△1,312	△19	△1,331	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△2,328	△2,328	52	△2,276	△1,312	△19	△3,608	
当 期 末 残 高	45,698	121,506	121,506	3,687	35,995	5,300	44,982	△390	211,797	1,901	13	213,712	

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

##### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### ②その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### 有形固定資産

経済的耐用年数に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建 物 2年～15年

工具、器具及び備品 2年～15年

#### 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### ①賞与引当金

従業員に対する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に対応する負担額を計上しております。

#### ②役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、当社子会社からの経営管理手数料及び受取配当金となります。経営管理手数料においては、当社子会社に対し指導・助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ①社債発行費

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

#### ②外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。



(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の営業収益及び販売費及び一般管理費がそれぞれ1,255百万円減少しております。なお、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 336,690百万円

(2)当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式は移動平均法による原価法により評価しております。ただし、市場価格のない関係会社株式については、直近の1株当たりの純資産額に基づいて算定した実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合、回復の可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、評価額まで評価減を行い、評価差額を当期の損失として処理しております。

なお、市場価格のない関係会社株式のうち超過収益力を反映した価額で取得した関係会社株式については、超過収益力を反映した価額を実質価額として減損要否を判断しております。

(3)主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額の評価は、当該関係会社の事業計画等に基づき行われ、当該事業計画等には将来の見通しに係る仮定を含んでおります。

(4)翌事業年度の計算書類に与える影響

経済環境等の変化や事業戦略の成否によって実際の結果は事業計画等と異なる場合があります。上述の事業計画等の通りに業績が推移せず、超過収益力を反映した実質価額が帳簿価額に比して著しく下落した場合には、翌事業年度の計算書類上の損益に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(連結子会社の吸収合併について)

当社は、2022年10月4日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるイオンクレジットサービス株式会社を吸収合併することを決議し、2022年12月1日付で合併契約を締結いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表(追加情報)」に記載のとおりであります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務額
- |             |            |
|-------------|------------|
| (1) 短期金銭債権額 | 381,816百万円 |
| (2) 長期金銭債権額 | 327百万円     |
| (3) 短期金銭債務額 | 3,812百万円   |
| (4) 長期金銭債務額 | 1,230百万円   |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 587百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

保証対象	対象残高
子会社 イオンクレジットサービス株式会社の買掛金	1,082百万円
子会社 AEON SPECIALIZED BANK (CAMBODIA) PUBLIC LIMITED COMPANYの借入金	78百万米ドル (10,634百万円)
子会社 AEON Microfinance(Myanmar) Co.,Ltd.の借入金	8,248百万ミャンマーチャット (533百万円)
子会社 AEON Leasing Service (Lao) Company Limitedの借入金	148,873百万ラオスキープ (1,200百万円)
子会社 AEON CREDIT SERVICE (PHILIPPINES) INC.の社債及び借入金	870百万フィリピンペソ (2,140百万円)
子会社 AEON CREDIT SERVICE INDIA PRIVATE LIMITEDの借入金	2,335百万インドルピー (3,852百万円)
子会社 ACS TRADING VIETNAM CO.,LTD.の借入金	787,958百万ベトナムドン (4,510百万円)

(2) 経営指導念書等

主要な関係会社の資金調達に関連して、親会社として各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関に差し入れております。

なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号 平成23年3月29日)に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

17,145百万円

営業費用

2,390百万円

営業取引以外の取引による取引高

1,553百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式(注)	172,749	111	20,400	152,460
合計	172,749	111	20,400	152,460

(注) 普通株式の自己株式の増加111株は、単元未満株式の買取であります。また、自己株式の減少20,400株は、ストックオプション行使によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	18百万円
新株予約権	0百万円
関係会社株式	12,431百万円
賞与引当金	41百万円
フリーレント賃料	124百万円
その他	2,326百万円
繰延税金資産小計	14,943百万円
評価性引当額	△2,293百万円
繰延税金資産合計	12,649百万円
繰延税金負債との相殺	△848百万円
繰延税金資産の純額	11,801百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	848百万円
繰延税金負債合計	848百万円
繰延税金資産との相殺	△848百万円
繰延税金負債の純額	－百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	イオン株 式会社	千葉市 美浜区	220,007	純粋持株 会社	被所有 直接48.2% 間接 1.8% (注1)	役員 の 兼 任	ロイヤルティ の支払(注2)	1,737	未払金	955

(2) 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	AFSコー ポレーション株 式会社	東京都 千代田 区	2,000	銀行持 株会社	所有 直接100.0%	経営管理等の 受託 役員 の兼 任 資金 の貸 付	経営管理料の 受取(注3)	894	未収入金	492
							資金の貸付 (注4)	4,806	短期貸付金	4,200
							利息の受取 (注4)	18	未収収益	0

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ACSリ ース株式 会社	東京都 千代田 区	250	金融サ ービス 業	所有 直接100.0%	経営管理等の 受託 資金 の貸 付	資金の貸付 (注4)	28,531	短期貸付金	27,820
							利息の受取 (注4)	108	未収収益	—

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区	500	金融サービス業	所有 直接100.0%	経営管理等の受託 役員兼任 資金の貸付 資金の貸付 従業員の出向 債務保証	ロイヤルティの受取(注)2	2,789	未収入金	1,744
							経営管理料の受取(注)3	990	未収入金	544
							資金の貸付(注)4	25,441	短期貸付金	93,000
							利息の受取(注)4	87	未収収益	4
							出向者人件費の支払(注)5	762	未払金	190

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社イオン銀行	東京都千代田区	51,250	銀行業	所有 間接100.0%	役員兼任 従業員の出向	ロイヤルティの受取(注)2	1,859	未収入金	1,408

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	イオンプロダクトファイナンス株式会社	東京都千代田区	3,910	金融サービス業	所有 直接100.0%	経営管理等の受託 役員兼任 資金の貸付	資金の貸付(注)4	230,026	短期貸付金	250,000
							利息の受取(注)4	874	未収収益	0

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	AEON SPECIALIZED BANK (CAMBODIA) PUBLIC LIMITED COMPANY	カンボジア	20百万 米ドル	金融サ ービス 業	所有 間接100.0%	債務保証	債務保証	10,634	—	—

(3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	イオン リテール株 式会社	千葉市 美浜区	100	ゼネラル・ マーチャ ン・ダイ ズ・ストア	なし	なし	販促協力金の 支払(注)6	129	未払金	11

(注) 1. 「議決権等の被所有割合」の間接保有の割合は親会社の子会社によるもので、その内容は次のとおりであります。

- マックスバリュ西日本株式会社(1.2%)、株式会社コックス(0.5%)
2. ロイヤルティについては、協議のうえ合理的に決定しております。
3. 経営管理指導に関する手数料であり、合理的に算出して決定しております。
4. 取引条件は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は平均残高を記載しております。
5. 出向者人件費については、協議のうえ合理的に決定しております。
6. 販促協力金については、協議のうえ合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

イオン株式会社（東京証券取引所に上場）



(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	990円00銭
1株当たり当期純利益	40円32銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	40円31銭

(その他の注記)

該当事項はありません。